

RISK ALERT



船舶解撤時の危険物目録について



筆者Vijay Rao SSM
ロスプリベンションチーム

既存の船舶に対する船舶解撤に関するEU規則 ([EU SRR](#)) に適合するため期間の最終日は2020年12月31日でした。この規則No. 1257/2013は2013年12月30日に発効しており、総トン数500トン以上の、EU加盟国を旗国とする船舶、またはEU加盟国以外の国を旗国とする船舶のうち、EU加盟国に寄港または投錨する船舶に適用されます。

2018年12月31日以降に建造された船舶は船舶の受け渡し時にSRRに準拠する必要があり、受け渡しの時から必要な書類を船上に備えておく必要があります。

EU SRRを遵守するため、船舶には以下の証明書のいずれかを発行し、解撤時危険物目録 (IHM) をその補足として備えていなければなりません。

- 目録証明書 (IC)
- 解撤準備完了証明書として承認された船舶解撤計画 (RfRC) または
- EU以外の船籍の船舶にあつてはコンプライアンスステートメント (SoC)。

これらの証明書とコンプライアンスステートメントは、旗国または旗国が承認した認定機関 (RO) によって発行されます。

EU SRRは、規則に該当するすべての船舶が危険物目録 (IHM) を持っていることを要求しています。ここで、規則の付属書IおよびIIに記載されている材料は、船舶の構造または機器に属するものです。

EU SRRの付属書に記載されている危険物が船内に存在する場合、危険物は特定されこの目録に含まれてなければなりません。IHMを編集する際には、[2009年の安全で環境に配慮した船舶解撤に関する香港国際条約 \(HKC\) および関連するIMOガイドラインの関連規定](#)を考慮に入れる必要があります。

EU SRRの下で要求され、またHKCの下でIMOによって採用している危険物目録 (IHM) の主な目的は、寿命が尽きて解撤に向かう船に搭載されているすべての危険物を特定することです。もし、適切な規制と責任ある廃棄物のリサイクルがなされなければ、解撤施設の人員に危害を加えたり、環境に損害を与えたりする恐れがあります。

危険物の目録管理と規制

上記の理由から、作成された危険物目録は船体に使用されている材料を最も正確に表現していることが重要です。

IHMには基本的に3つの部分があります。

パートIは、規則の付属書Iおよび付属書IIに記載されているとおり、建造と機器設置から用いられている危険物のリストです

パートIIは、船舶の通常運用中に発生する有害廃棄物のリストです。

そしてパートIIIは船舶用品の中の危険物のリストです。

パートIは、規則が適用される全ての船舶に必要であり、船舶を運航するすべての期間を通じて保守する必要があります。

パートIIおよびパートIIIは船舶が解撤されることが決まった場合に必要です。

付属書Iの材料を含む付属書IIの材料は、すべての新造船について記録することが求められます。

新造船の場合、この規則を遵守していることは船舶の設計と建造に不可欠であると見なされており、造船所の契約で特に言及されておくべきです。

既存の船舶の場合には、危険物目録の編集とEU SRRへの準拠に必要な時間は、どの程度、関係書類が手に入るのかということに依存しており、また、HKCの下で発行された危険物目録のように、強制ではないもののボランティアで発行されたドキュメントがあるのかどうかにも依存します。

このため、既存船がコンプライアンスステートメントまたは文書の作成と発行に関連する手順は、以下のように、新規および既存の船舶とは異なったものになります。

1. 文書と情報の照合-この作業には以下の事項が含まれる可能性があり、網羅的とは見なされません。

•材料宣言 (MD)、サプライヤーの適合宣言 (SDoC)。

•アスベストフリーの証明書または宣言 (SOLAS第II-13-5章およびMSC.1/Circ1379に従って管理)

•[船舶の有害な防汚システムの管理に関する国際条約 \(AFS条約\)](#)-証明書またはコンプライアンスステートメント

•オゾン層破壊物質を含む機器の記録、およびMARPOL 付属書VI Reg12国際大気汚染防止証明書の補足に基づき保守しておくことが義務付けられているオゾン層破壊物質のリスト

•ストックホルム条約に基づいて発行されたポリ塩化ビフェ

ニル (PCB) 不使用の証明書

•上記の資料が船内のどこにあるかについての詳細、および関連補足図面と造船所の文書。

2. 船上での目視およびサンプリングチェックは、ステップ1で収集された船舶の情報と照らし合わせた検査計画に基づいて実行する必要があります。検査の範囲は、ステップ1で特定された関連文書がどの程度入手できるのかにも依存する可能性があります。

これらのサンプルは、船に存在する物質の実験分析と定量化、および値がEU SRRで参照されているHKCで定義されている値を超えているかどうかを確認するために必要です。

船舶の建造年(禁止が課される以前など)や危険物の規制が発効する前に船舶で使用されていた危険物、または現在管理されている危険物の特性に応じて、危険物が船上で発見される可能性のある場所についてアドバイスできるhazardous materials (HAZMAT)のスペシャリストに相談することをお勧めします。たとえば、ロータリーコンプレッサ、真空ポンプ、高温断熱材、ラギングまたは配管継手、およびポリウレタンに使用された可能性のあるアスベスト材料極低温断熱材などに使用されるCFCを使用した発泡フォームなどが危険物に該当する可能性があります。

材料分析は、ISO17025または同等のものなどの国際規格に従って認定された独立した研究所によって実行される必要があります。

3. 危険物目録 (IHM)は、収集された文書と、船舶の目視検査およびサンプル分析の結果から作成する必要があります。IHMは複数のガイドラインを考慮して作成および検証されるものとし、このガイドラインにはIMOによって開発されたガイドラインに基づくすべてのしきい値と除外事項を含むものとし、作成された危険物目録は正確で、船舶固有であり、船舶が、危険物の設置や使用に課せられた禁止や制限に準拠しているという証拠を提供することが不可欠です。また[MEPC 269 \(68\) 2015](#)の危険物目録の作成に関するガイドラインで推奨されているように、危険物または潜在的な危険物の位置図を作成する必要があります。

4. 船舶が規則を遵守し、適切な文書を発行するために、IHMに基づいて船上で実施される初期調査および調査報告は、旗国または旗国が認可するROによって行われる必要があります。

船舶がすでにHKC準拠のIHMを保有しているおり、かつ、旗国によって承認されている場合は、基礎的な調査で済ませることができる可能性があります。

新造船の場合、船舶が就航する前に最初の調査を完了する必要があります。調査の文書化要件は、必ず旗国に確認する必要があります。

5. IHMの保守と制御

この規則は、危険物目録(IHM)のパートIが、船舶の運航期間を通じて保守および更新されなければならないと定めています。修理および改造によって新規に導入された設備のために危険物の状態に変化があった場合、IHMに反映されなければならない。

この規則は、また、船舶が危険物を管理していることを実証し続けなければならないと定めています。

調達方針を含む危険物目録(IHM)の保守手順は、IHMに従って禁止または制限されたアイテムが持ち込まれないように、船舶のSMSに基づいて策定する必要があります。規則に従い、サプライヤーは、船内に持ち込まれた物品または物品のバッチ番号ごとにMDまたはSDoCを提供する必要があります。これらの文書は、船舶が解撤されるまで安全に保管する必要があります。

目録証明書またはコンプライアンスステートメントの発行された後、証明書を更新するには証明書を発行した機関による定期的な調査が必要であり、その期間は5年を超えないものとし、旗国は、また、コンプライアンスステートメントに有効期限を設定し、更新調査の対象にすることができます。

EU SRRに規定されているように、IHMに影響を与えるような大幅な変更が船舶やその内容にあった場合は、認証機関による追加の調査が必要です。調査の要件は、ケースバイケースで証明書の発行機関と話し合う必要があります。

船舶解撤と施設

船舶に発行されたIHMのパートIに加えて、船舶の解撤をする前に、運航中に発生した廃棄物を記載したパートIIと船舶用品の品目のパートIIIをIHMに含める必要があり、それは、旗国またはROのいずれかの認証局によって検証されなければなりません。危険物目録の作成に関する[MEPC 269 \(68\) 2015 ガイドライン](#)の表CとDに記載してある危険物(潜在的な危険物)と通常の消耗品のリストを参照してください。これらのリストは、パートIIおよびパートIIIの目録を準備する際に考慮する必要があります。

2018年12月31日以降、EU加盟国を旗国とする大型船舶は、EUで認可された解撤施設でのみ(従って[欧州の船舶解撤施設リスト](#)に記載のある施設)解撤を行うことが義務付けられています。

旗国には、船舶の解撤に関連して、以下の情報を含むすべての情報が提供されます。

•パートI、パートII、およびパートIIIの危険物目録(IHM)

•船舶から提供された情報に基づいて解撤施設が作成した船舶解撤計画

旗国は、IHMと船舶解撤計画の詳細を含む解撤準備完了証明書を発行することになっています。解撤準備完了証明書は、船舶の最終調査が正常に完了すると発行され、有効期間は3か月を超えないものとし、解撤施設への直接の1回の航海にのみ延長することができます。

解撤前に、船舶は解撤施設に到着したときに船内に残っている廃棄物、燃料、貨物残留物の量を減らすように努める必要があります。

船主は、文書にて解撤施設がその責任を受け入れるまで、船舶に対して責任を負います。報告書の推奨テンプレートについては、HKCの付録4を参照してください。

ポートステートコントロールとSRR

船舶の検査がPSC EUの指令に基づいて開始される場合、PSCの検査官は少なくとも、本船がEU SRRを遵守しているかどうかを発行された証明書またはコンプライアンスステートメントに基づいて確認する必要があります。

そのような文書の作成に失敗した場合、またはEU SRRに対する違反の明確な根拠が確立された場合、PSCはSRR体制に基づくさらなる検査を要求する場合があります。この検査はPSC検査官またはSRR検査官によって実施されます。

SRR制度の下で行われる最初の検査によって、さらに明確な

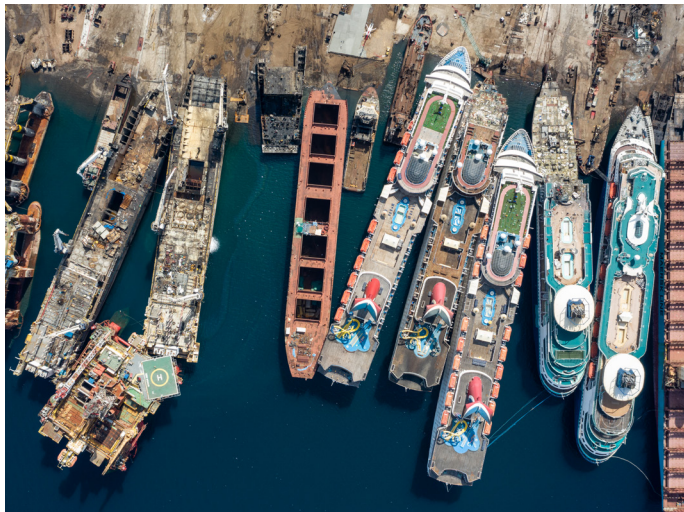
理由な規則違反が示された場合、詳細な検査が行われることとなります。詳細な検査には、材料のサンプルの採取と独立した調査機関での試験が含まれる場合があります。

明確な違反がある根拠とされるものは次のとおりですが、これがすべてではありません。

- SRRに関連する必要な証明書がない場合
- IHMが特定の船のものではない、または、実際の状況と異なる
- SRRの付録IおよびIIにリストに定められている必要に応じた記載が欠落している
- IHMを保守するための手順がない

船長が船舶のSRRに基づいて要求される証明書またはコンプライアンスステートメントを提出しなかった場合、EU加盟国の管轄下にある港またはオフショアターミナルから船舶に警告、拘留、解雇、または除外されることがあります

IHMの更新がされなかった場合、それ自体は船舶を拘留するに足る欠陥ではありませんが、旗国に報告されるべきであり、最寄りの更新調査を行って修正をすることが必要です。



European Maritime Safety Agency (EMSA)によって発行された[SRR検査に関するガイダンス](#)では、EU SRR命令への違反はPSCの欠陥ではなく、したがってPSC体制下における船舶のリスクプロファイルには影響を与えないと述べています。

結論

Covid-19によって引き起こされた混乱により、また業界の利害関係者からの表明に基づいて、欧州委員会はEU加盟国に対し、「IHMの適用開始後6か月の限られた期間(すなわち、2021年6月30日まで)に関しては、EUの港に寄港する既存のEU加盟国および非EU加盟国のIHM関連義務に対し、調和したアプローチを適用する」ことを提案しました。

立証責任は船主が負うこととなり、必要な認証や文書を取得するためにこれまでに実施した措置を証明することになります。PSCは、証拠を評価し、ケースバイケースで決定を下すようにアドバイスされています。PSCがその証拠を受け入れる場合、IHMはPSC検査から4か月以内に完了して承認される必要があります。適切な認証の取得がさらに遅れた場合は、適宜その措置を証明する書面が更に必要があります。詳細は[BIMCO通知](#)にあります。

IMOがHKCを採用する意図(ただし、最低限必要な実施基準を満たしていないため、現在まで施行されていない)と、現在施行されているEU SRRの意図は、以下を提供するこ

とです。

- 安全性と運航効率を損なうことなく、安全で環境に配慮した船舶の解撤を促進するための船舶の設計、建設、運航、準備に関する規則を定めること

- 船舶解撤施設の運営が、安全で環境に配慮した方法で実施されること

そして

認証と報告の要件を組み込んだ、船舶解撤のための機構を確立すること

船舶の建造における危険物の使用には既存の制限または禁止事項がありますが、これらの規則の実施前に建造された船舶には、船体に危険物が使用されている場合や、新しい設備によって置換されるまで危険物が残っている場合があります。船舶にアスベスト、PCB、CFCなど、新規の設置が禁止されている材料があります。船内で使用および設置される電気機器および製品などには、一般的に見られる危険物の含有物があります。これらは禁止または制限されていませんが、可燃性であり、燃焼すると有毒ガスを放出し、空気や水を汚染し、人の健康に深刻な害を及ぼし、重傷や死亡を引き起こし、環境に損害を与える可能性があります。

HKCおよびEUSRRは、それを遵守することによって、船主と船舶解撤施設に安全で持続可能で責任ある船舶解撤を促進する方針と手順を確立するための、法的な枠組みを提供しています。

本リスクアラートのオリジナルは以下のリンク先にあります。<https://www.steamshipmutual.com/RA72ShipRecyclingInventoryofHazardousMaterial.pdf>